

見本



改訂 保育士をめざす人の社会的養護 I



辰己 隆・波田埜英治 編



はじめに

### 第1章 児童養護と保育士

---

- 1 児童養護の意味 — 11
    1. 家庭養育と社会的養護 /11
    2. 社会的養護が求められる背景 /12
  - 2 社会的養護がめざすもの — 13
    1. 社会的養護の視点と目標 /13
      - (1) 社会的養護の視点 /13
      - (2) 社会的養護の目標 /14
    2. 社会的養護実践の課題 /15
      - (1) 施設における権利擁護 /15
      - (2) 里親制度等の活用 /17
  - 3 保育士が社会的養護を学ぶ視点 — 17
    1. 心の声に耳を傾けて /17
      - (1) 語りたいたい /17
      - (2) 一緒に喜んでもらいたい /18
    2. 生活することの意味の深さ /19
    3. 生きる力を獲得するために /20
- コラム 保育士をめざす学生の実習レポートから /22

### 第2章 社会的養護の成り立ちと最近の動向

---

- 1 児童養護の成り立ち — 23
- 2 児童養護の始まり（古代から近世まで） — 24
  1. 古代の児童保護 /24
  2. 封建社会の児童保護 /25
- 3 明治、大正・昭和戦前期 — 26
  1. 明治期の児童保護 /26
    - (1) 公的な救済 /26
    - (2) 民間による救済 /26
  2. 大正・昭和戦前期の児童保護 /30
    - (1) 大正期にみられる救済 /30
    - (2) 昭和戦前期にみられる救済 /31
- 4 昭和戦後期から高度経済成長期 — 32
  1. 戦後混乱期での児童保護 /32
  2. 児童福祉法の成立 /33

# 見本

- 3. ホスピタリズム論を巡って /34
- 5 高度経済成長期以降 — 35
  - 1. 新たな要養護問題 /35
  - 2. 社会的養護の最近の動向（1990年代～今日） /36
    - (1) 子どもの権利条約 /36
    - (2) 少子化対策 /37
    - (3) 児童虐待防止対策 /37
    - (4) 子どもの貧困対策 /38
    - (5) 新しい社会的養育ビジョン /38
  - コラム 戦災復興と児童保護 /41

## 第3章 社会的養護の基本的な考え方

---

- 1 子どもの権利 — 42
  - 1. 社会の動向と子どもの権利 /42
    - (1) 国際的な動き /42
    - (2) 日本の動き /44
    - (3) 社会的養護に関する最近の動き /45
  - 2. 子どもの権利を守る取り組み /48
    - (1) 最善の利益の尊重 /48
    - (2) アドボカシーの機能 /49
    - (3) 意見表明の機会の確保 /49
    - (4) 援助技術の向上 /50
    - (5) 権利ノートの作成・配布・活用 /52
- 2 社会的養護の基本的な考え方 — 53
  - 1. 個の尊重 /53
    - (1) welfare（ウェルフェア）からwell-being（ウェルビーイング）へ /53
    - (2) 愛着関係の再形成 /53
    - (3) 待つことと見守ること /54
    - (4) 自己領域の確保 /55
  - 2. 小規模化と家庭的養護の推進 /56
    - (1) 集団養護から家庭的養護へ /56
    - (2) あたりまえの生活 /56
    - (3) 家庭的養護の実践と課題 /57
  - 3. 親子関係の尊重、家族との連携・協働 /58
    - (1) 親子関係の尊重と子どもの最善の利益 /58
    - (2) 親子関係の再構築と親への支援 /58
    - (3) 地域の子育て支援への参画 /58
- 3 自立支援・アフターケア — 59

# 見本

1. 自立支援 /59
  2. アフターケア /60
    - (1) 強いられる自立 /60
    - (2) 施設の役割 /62
    - (3) アフターケアの事業に関する動向 /62
- コラム 親子関係の再構築とは、親子が互いを理解すること /64

## 第4章 社会的養護にかかわる法律と制度

---

- 1 社会的養護にかかわる法律 — 65
  1. 社会的養護の根源となる法律 /65
    - (1) 日本国憲法と児童憲章 /65
    - (2) こども基本法 /66
    - (3) 児童福祉六法 /67
  2. 児童福祉法と社会的養護 /68
  3. 子どもの権利擁護に関連する法律 /70
    - (1) 児童虐待防止法 /70
    - (2) 児童買春・児童ポルノ禁止法 /71
    - (3) DV防止法 /71
    - (4) 子どもの貧困対策推進法 /72
    - (5) 民法 /72
  4. 障害のある子どもに関連する法律 /72
    - (1) 障害者基本法 /72
    - (2) 児童福祉法 /73
    - (3) 障害者総合支援法 /73
    - (4) 発達障害者支援法 /74
- 2 社会的養護の制度 — 75
  1. 社会的養護の体系 /75
    - (1) 施設養護 /75
    - (2) 家庭養護 /76
    - (3) 新しい社会的養育ビジョン /77
  2. 社会的養護における相談体制 /77
    - (1) 児童相談所 /77
    - (2) 市町村 /81
    - (3) 福祉事務所 /81
    - (4) 児童家庭支援センター /81
    - (5) 保健所・市町村保健センター /82
  3. 社会的養護の実施機関 /82
    - (1) 「措置」による場合 /82

# 見本

(2) 「利用・契約」による場合 /83

## 第5章 施設養護の種類と専門職

---

### 1 施設の種類と概要 — 84

### 2 養護系施設 — 86

#### 1. 乳児院 /86

(1) 目的 /86

(2) 入所理由 /86

(3) 設備（乳幼児が10人以上いる場合の基準） /86

(4) 課題 /86

#### 2. 母子生活支援施設 /87

(1) 目的 /87

(2) 入所理由 /87

(3) 設備 /87

(4) 課題 /87

#### 3. 児童養護施設 /88

(1) 目的 /88

(2) 入所理由 /88

(3) 設備 /88

(4) 課題 /88

#### 4. 児童心理治療施設 /89

(1) 目的 /89

(2) 入所理由 /89

(3) 設備 /89

(4) 課題 /89

#### 5. 児童自立支援施設 /90

(1) 目的 /90

(2) 入所理由 /90

(3) 設備 /90

(4) 課題 /90

#### 6. 自立援助ホーム /91

(1) 目的 /91

(2) 入所理由 /91

(3) 設備 /91

(4) 課題 /91

### 3 障害児を対象とした施設 — 92

#### 1. 障害児入所施設 /92

#### 2. 児童発達支援センター /92

# 見本

- 4 社会的養護にかかわる専門職 — 93
  - 1. 社会的養護にかかわる専門職の資格 /93
  - 2. 社会的養護にかかわる主な専門職 /94
    - (1) 保育士 /94
    - (2) 児童指導員 /94
    - (3) 家庭支援専門相談員 /97
    - (4) 里親支援専門相談員 /98
    - (5) 母子支援員 /98
    - (6) 児童自立支援専門員 /98
    - (7) 児童生活支援員 /99
    - (8) 心理療法担当職員 /99
    - (9) 職業指導員 /99

## 第6章 施設養護における保育士の支援

---

- 1 施設養護の目標 — 101
- 2 施設養護の過程 — 102
  - 1. 入所前後のケア（アドミッションケア） /102
  - 2. 施設内のケア（インケア） /104
  - 3. 退所に向けての支援（リービングケア） /105
- 3 施設養護における保育士の支援 — 108
  - 1. 児童養護施設に入所している子どもの特徴 /108
  - 2. 日常生活上での保育士が行う支援 /108
    - (1) 基本的な生活習慣の獲得 /108
    - (2) 年間を通じた支援 /108
  - 3. 学校生活および学習保障 /111
    - (1) 施設と学校の関係 /111
    - (2) 児童施設と学校が連携を必要とする理由 /113
    - (3) 施設と学校との関係づくりのポイント /113
    - (4) 学習保障 /114
  - 4. 心理的な支援 /114
- 4 ファミリーソーシャルワークと自立支援計画の策定 — 116
  - 1. ファミリーソーシャルワーク /116
    - (1) ファミリーソーシャルワークとは /116
    - (2) ファミリーソーシャルワークが必要な理由 /117
  - 2. 自立支援計画の策定 /117
- コラム 信頼される保育士とは？ /122

## 第7章 家庭養護の種類と特徴

---

- 1 家庭養護の現状と実態 — 123
    1. 家庭養護とは /123
    2. 家庭養護(里親、ファミリーホーム)が必要とされる子どもの現状 /123
    3. 里親委託の推進の状況 /124
  - 2 児童のパーマネンシーの保障 — 125
    1. 「パーマネンシー」とは /125
    2. 措置変更に伴う課題とパーマネンシープランニング /125
      - (1) 措置変更に伴う課題 /125
      - (2) パーマネンシープランニングの基本的な考え方 /126
  - 3 里親制度とは — 126
    1. 里親とは /126
    2. 里親による家庭養護の特徴 /127
    3. 里親制度の内容 /128
      - (1) 里親の種別 /128
      - (2) 里親に支給される手当 /128
      - (3) 里親になるには /128
      - (4) 里親に委託される子ども /128
      - (5) 里親への支援体制 /128
    4. 里親の形態 /130
      - (1) 養育里親 /131
      - (2) 専門里親 /131
      - (3) 養子縁組里親 /132
      - (4) 親族里親 /133
    5. 養子縁組制度について /133
    6. ファミリーホームによる家庭養護の特徴 /134
      - (1) ファミリーホームとは /134
      - (2) ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の内容 /134
- コラム 子どもたちの家庭養育をいっそう推進するための里親に対する支援の充実 /136

## 第8章 施設の運営

---

- 1 施設の運営 — 137
  1. 措置制度 /137
    - (1) 残された措置制度 /137
    - (2) 措置制度の実際 /138
    - (3) 措置費 /139

# 見本

- 2. 施設の運営 /140
  - (1) 社会福祉法人 /140
  - (2) 施設長の役割 /140
  - (3) 施設の組織 /141
  - (4) 人材の育成 /143

- 3. 施設の管理 /145
  - (1) 人事・労務管理 /145
  - (2) 非常災害・安全管理 /146
  - (3) リスクマネジメント /147

## 2 施設運営の今後の課題 — 147

- 1. 支援の質と水準を担保するために /147
  - (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 /147
  - (2) 行政の指導監督 /148
  - (3) 第三者評価事業 /148
  - (4) 利用者の視点 /149

## 2. 権利擁護のための実践 /151

- (1) 情報の提供 /151
- (2) 苦情解決の仕組み /151

コラム 施設の子の大学進学（ある施設長のひとりごと） /154

## 第9章 児童福祉施設の支援者としての保育士

---

### 1 支援者の資質と倫理 — 155

- 1. 保育士の大切な資質と倫理 /155
  - (1) 保育士に必要な資質とは /155
  - (2) 全国保育士会倫理綱領 /156

### 2. 新しい理念「権利擁護」の必要性 /158

### 2 支援者の専門性—現状と求められる条件 — 159

- 1. 支援者（保育士）のタイプ別の現状と課題 /159
  - (1) 児童福祉支援者における専門性とは /159
  - (2) 支援者のタイプ別の現状と課題 /161
- 2. 支援者に求められる条件とは /163
  - (1) 支援者に求められる6つの条件 /163
  - (2) 6Hを備えた保育士・ソーシャルワーカー /163

### 3 チームワークとスーパービジョン — 165

- 1. チームワーク /165
- 2. スーパービジョン /167

コラム 児童養護施設の保育士になって /170

## 索引

## 第1章

### ◆ ◆ ◆ 児童養護と保育士 ◆ ◆ ◆

#### キーポイント

「児童養護施設」は、その歴史をたどると明治初期、幾多の宗教家などによって創設された「孤児院」にたどり着く。当時は、文字通り「孤児」のための施設であった。戦後、児童福祉法の制定により施設は法に基づいて整備されたが、当時は戦災孤児をはじめとした子どもたちの衣食住の保障が急務であった。

今、児童養護施設にいわゆる「孤児」はほとんどいない。親とともに暮らせない子どもが大半であり、その多くが被虐待児童である。親子関係をはじめとした人間関係の破綻、家庭崩壊といった経過の中で、「心に傷を負った子どもたち」に焦点をあてた社会的養護が、保育士には何より求められている。施設に暮らす子どもたちが、これまでに経験した不適切な人間関係を考えると、彼らの心のよりどころとして、また、「生きる力」「自立する力」を培う上で、彼らの生活にもっとも身近に存在する保育士に期待するものは限りなく大きいからである。

ここでは、児童養護における社会的養護の意義と保育士の役割、養護実践の課題などについて学習する。

## 1 児童養護の意味

### 1. 家庭養育と社会的養護

児童養護の問題を考える場合、密接にかかわってくるのは家庭機能の問題、とりわけ子どもを育てる（家庭養育）機能の脆弱化の問題である。これは、子どもたちの育ちを阻害するという点で、彼ら一人ひとりの人生にとって深刻な状況を招きかねない事態である。

かつて、児童養護施設に入所してくる子どもは、親との死別や病弱、貧困など、ある種限定された問題を抱えていた。しかし今では、養育困難や養育放棄などの「養育が不適當」と判断される事例が増えている。また、施設入

# 見本

所に至らない場合でも、学校などが「家庭で生活することが適切でない」と判断する事例も多く報告されている。

「養護」は「養育」と「保護」を統合した意味をもっているといわれる。前述したように、「養育」は主として家庭養育を指して使われることが多いので、親による養育（家庭養育）までを含むものともいえよう。それらのことから、児童養護は広義には子どもの成長過程、つまり生物的過程から社会的存在に至る全過程において、親とともにすべての大人たちが役割を担う重要な概念である。

これとは別に、家庭機能を代替する生活の場で行われる養護がある。社会的養護と呼ばれるもので、乳児院や児童養護施設などで行われている施設養護や、家庭における養護を公的に支援・補完して子どもの生活や治療面のケアを行う家庭的養護などがある（第4章p.76 図4-3参照）。

子どもがどのような状態にあらうともその育ちを支援すること、そして親をはじめとした保護者がどのような状態にあらうともその養育を支援し、補完していくこと（社会的養護）は、国・地方公共団体をはじめとした、すべての大人の重要な責務である。そして、その多くは児童福祉施設が担う機能の根幹であることを考えると、保育士の職責の重大さが納得できるであろう。

## 2. 社会的養護が求められる背景

子どもの成長発達にとって、基本的には家庭が第一義的機能を果たし、加えて地域社会がそれを支援、補完する機能をもつことが大切である。したがって、私たちの社会がさまざまな子どもや家庭の状況に応じて、社会的養護が機能する仕組みをもつことは当然のことである。しかし、子どもたちが安心して「いのち」と「生活」を委ねることのできない現実がある。日々報道される児童虐待、不登校児童の増加、非行の低年齢化などは、子どもの成長発達を阻害する要因がどれほど多いかを物語るものである。ことに虐待の問題では、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000（平成12）年）が制定されても、子どもの虐待件数は増加の一途をたどっており、「親がいれば子は育つ」とはいかない時代になったと思わざるをえない。

社会の複雑化、地域社会のつながりのもろさ、小家族化など家庭生活の基盤の危うさは、子どもをも巻き込んで家庭の解体、家族の崩壊へと突き進んでいく。解体や崩壊に至らない場合にも、恒常的な緊張状態の中で大きな不安や傷を抱えて生活している子どもは多い。この子どもたちの生存と生活、発達を保障することは社会的養護の目的であり、同時に使命でもある。

かつて児童福祉施設は衣食住の生活保障が中心であった。しかし、1997(平成9)年の児童福祉法改正において、養護施設が児童養護施設に名称変更され、同時に「自立を支援することを目的とする」として、自立支援がその目的の一つに位置付けられたことの意義は大きい。施設で生活する子どもにとって、生きる力を獲得することは大きな課題である。生きる力、自立は日々の生活を通して、さまざまな経験を経て獲得するものである。その意味で施設ケアの中心的存在であり、子どもの生活に密着している保育士の果たす役割は大きい。

## 2 社会的養護がめざすもの

### 1. 社会的養護の視点と目標

#### (1) 社会的養護の視点

家庭での育ちを断ち切られた子どもたち、成長発達を阻害された子どもたちには、それに代わる場が用意される。児童養護施設をはじめとした児童福祉施設、里親家庭などである。里親等による家庭養護は第7章に譲って、ここでは施設型の社会的養護について考えてみたい。

私たちの社会では、ほとんどの子どもは家庭で親をはじめとした家族とともに生活し、その生き方を見ながら、近隣とのつきあいも含めて生きるために必要な術を学びつつ、やがて大人になっていく。

家庭での養育では、格別意図的であったり計画的であることは少ないであろう。日々、家族とともにあることで、必要なこともそうでないことも見聞きし、覚え教えられながら社会的な大人へと育っていく。

施設で暮らす子どもの場合、家庭でのこのような営みを経験できないという点で社会的不利益を抱えているといえる。加えて、わが国の施設の形態は大舎制<sup>\*1</sup>が象徴的であるように、「集団」優先の生活になりがちである。施設に限らないことであるが、集団は規模が大きくなるほど個人性は背後に追いやられ、管理的要素が強くなりがちである。そこで、施設そのものの養護目標とは別に、集団のもつ力を活用しつつ、それぞれの子どもの「よき育ち」のための目標と視点が求められてくる。

\*1 大舎制

1 養育単位あたり定員数が20人以上であること。なお「中舎」は13~19人、「小舎」は12人以下、「小規模グループケア」は6人程度となっている。

# 見本

## (2) 社会的養護の目標

施設で暮らす子どもについて、「暴力的だ」「学力が低い」と評されることはよくある。だが、彼らがこれまでの育ちの中で、人としての尊厳をどれだけ守られてきたであろうか。周囲から、「よく生きる」ためにどれだけの関心と配慮を受けたであろうか。自らの力を蓄え、発揮するどれだけの場とチャンスに恵まれたであろうか。これらのことを考えると、彼らの育ちに必要な社会的養護の目標が自ずと明確になってくる。

### ① 衣食住の保障

まずは、人としての尊厳が脅かされない「衣食住」の保障である。子どもの権利条約が明示する「最善の利益」の考え方にに基づき、よりよい人間形成の基礎となる生活の質の確保に努めることである。ことに「住」の問題に関しては「一人になる」ことの意味に思いを巡らし、子どものプライバシーを尊重することが求められる。

### ② 文化を享受する権利の保障

子どもたちは、すでに施設に入所する以前から発達に必要な環境を阻害されていることが多い。「学力が低い」とか「学ぶ意欲に欠ける」といわれることも、また「他者とのよい関係をつくる力がない」といわれるのも、これまでの環境条件がもたらしたものといえよう。

関心をもってくれる大人に存在を守られ、社会の誰もが享受できる文化は施設で暮らす子どもたちも享受できる、そのような権利を保障すること。このことは、自己を信頼し、やがて自己の能力を開発していく力、精神文化的生活への志向を高めるための前提となる。

### ③ 人間形成（人間性の回復、新たな自己概念の形成）への保障

施設で暮らす子どもたちの対人態度にはある特徴がある。施設の職員から「ひねくれ」「頑固」と表される子どもたちの存在である。しかし、入所以前の生活の中では、期待を裏切られたり傷つけられたりする経験をどれほど重ねてきたであろうか。「相手と折り合う能力」（協調性）は、相手への期待があってこそ獲得できる。同時に周囲からの期待があってこそ、自己変容は可能である。障害児施設において療育が主たる目標であると同様に、養護の開始は人間形成に向けた心理的ケアと発達への支援の開始と考えたい。

## 2. 社会的養護実践の課題

### (1) 施設における権利擁護

2000（平成12）年に社会福祉基礎構造改革が行われ、施設に苦情解決制度を設けることが社会福祉法（社会福祉事業法の改正）で規定された。この制度が誕生した背景には、マスコミにも大きく取り上げられた恩寵園\*<sup>2</sup>や鎌倉保育園\*<sup>3</sup>など、児童養護施設における体罰をはじめとした人権侵害の問題がある。そのことから利用者（入居児童）の権利擁護のシステムを構築し、解決をはかる制度がスタートしたのである。もちろん、その前提として「子どもの権利条約」（第3章「子どもの権利」参照）の発効がある。

苦情解決制度はそれぞれの施設ごとにつくられる（利用者がサービスの不満などの苦情を申し入れ、第三者委員を含めた場で解決をはかる）ことになっている。解決が困難な場合には、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が申し出を受けて、調査や助言を行う仕組みになっている（第8章p.153 図8-3参照）。

また、施設で暮らす子どもたちがこれらの制度を理解し利用できるように、「子どもの権利ノート」といった手帳や、施設が独自に作成したリーフレットなどを配布している。不満や苦情として訴えられるものが権利の侵害が疑われる部分であると考え、現場で直接ケアに携わる保育士にとってこの問題は極めて重要なことである。そこで、オンタリオ州子ども家庭サービス・アドボカシー事務所（カナダ）が子どものために作成した『子どもの権利ハンドブック』の項目と内容の一部を次頁（表1-1）に紹介したい（抜粋。一部、本文を記載）。

わが国においても、都道府県単位で取り組んでいる児童養護施設ケア基準や児童養護施設運営指針・サービス評価基準がある。ケア基準では「人権と尊厳を尊重する姿勢」「最善の利益の追求」「愛されていると実感できる個別的关系の形成」など入居児童へのケアの理念について述べられているが、一貫して「子どもの権利条約」の理念に裏打ちされていることがわかる。

このことはサービス評価基準に関しても同様であるが、そのほかにはこれまであまり児童養護に関しては取り上げられることの少なかった「自立支援」「家族関係の再構築」などの分野が対象に組み込まれてきており、今後の社会的養護において充実したケアプラン（自立支援計画）の作成が期待される。

#### \* 2 恩寵園

千葉県にある児童養護施設。施設長による体罰に耐えかねた入所児童が、集団で逃げ出し、児童相談所に保護を求めた事件が報道された。

#### \* 3 鎌倉保育園

神奈川県鎌倉市の児童養護施設。職員による軟禁や虐待が明るみになり、県より施設運営および処遇改善勧告が出された事件が報道された。

# 見本

表1-1 『子どもの権利ハンドブック（カナダ・オンタリオ州）』<sup>1)</sup>

## 1. 子ども家庭サービス法における子ども福祉機関の責任

子ども福祉機関は、あなたの最善の利益を守るためにあります。

子ども福祉機関は、あなたの権利を保障し、安全な住居を提供する責任があります。ここでいう住居とは、可能な限り一般家庭に近い環境のことです。衣食から援助、そしてカウンセリングにいたるまで、子ども福祉機関はあなたの成長を手助けします。

## 2. 「権利」とは？

権利とは法律のようなものです。権利はあなたを護ってくれます。あなたの権利はあなたのものです。誰もそれを奪うことはできません。知っていますか？ 権利はあなたの役に立つのです。

## 3. あなたの権利を知っておこう

## 4. これらがあなたの権利です…適切な言語で説明を受ける権利

あなたの権利があなたの理解できる言葉で説明されているかを確認しましょう。

## 5. あなたには聴いてもらう権利があります

## 6. 人はそれぞれ個性をもっています

あなたが先祖から引き継いだもの、性格、そしてあなた自身の経験があなたという人間を形成しています。どこに住んでいても、個人のニーズにあった援助を受ける権利があります。つまり、みんな同様の機会をもち、同様のサービスを受ける資格があるということです。

## 8. あなたは言葉による辱めや身体的な暴力を受けない権利があります

## 9. ルールやしつけ、責任を理解する権利

もし自分の守るべきルールがわかっていなければ、それは本当にかっこいいとは言えません。あなたは自分の住んでいるところの規則を理解していなければいけません。そして、もしその規則を破ったらどうなるかを知っておくべきです。それが公平なことなのです。

## 13. あなたにはプライバシーへの権利があります

## 15. あなたのケア計画

あなたには自分のケア計画の作成に参加する権利があります。

## 16. あなたにはアドボカシー事務所に連絡を取り、不服を申し立てる権利があります

## 23. あなたの責任とは

自分の住んでいるところが安全で、かつそこで物事がうまく行くようにするためにはルールに従わなければなりません。自分の住んでいるところのルールを知っておくことはあなたの責任です。ルールを破るとどうなるかを知ることもあなたの権利です。知らなければ、自分の選択した行動に対して責任を取ることはできないからです。

## 24. あなたのワーカーに話してみよう

出典 高橋重宏「心の故郷と実感できる施設運営・サービスの提供を」側垣一也編『季刊児童養護』Vol.31 No.1 全国児童養護施設協議会 2000年 pp.18-19より抜粋、作成

## (2) 里親制度等の活用

里親制度は、家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境のもとでの養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成をはかる。里親家庭に委託することにより、

- ① 特定の大人との愛着関係のもとで養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる。
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討することとなっている。種類として、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親があげられる。また、専任の養育者の住居で、要保護児童5～6人を受け入れて一定期間養育をする小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も活用されている。

## 3 保育士が社会的養護を学ぶ視点

---

### 1. 心の声に耳を傾けて

#### (1) 語りたい思い

児童養護施設での生活は人為的であり、かつ不連続的である。親がいて子どもが生まれる、顔ぶれがいつも同じという家庭の暮らしとは大きく異なるところである。「私」はたまたまその施設に入居しているメンバーの一人にすぎない、ということにもなりかねない。

かつて出会った小学生は、里親家庭か施設かの選択に際してこのように言った。

# 見本

「施設にします。大勢の子に紛れて居られるので、里親さんのところより気楽だと思うから」と。

以前の施設生活と親戚との生活とを比較しての実感だという。本当のところはどうだろうか。「その他大勢」の一人という立場を私たちは望むであろうか。

『子どもが語る施設の暮らし』<sup>2)</sup>『子どもが語る施設の暮らし2』<sup>3)</sup>『児童養護施設の子どもたちはいま』<sup>4)</sup>『児童養護施設という私のおうち』<sup>5)</sup>には施設に暮らす、あるいは暮らしたことがあるたくさんの人たちの作文が掲載されている。今抱えている心の傷、今も抱えている心の<sup>おり</sup>澱、あの頃抱いていた親たちへの渴望、保育士への期待、さまざまの思いが伝わってくる。それぞれが心の中に語りた、語る必要のあるたくさんのことを秘めていたのだと知る。そうした心の声に耳を傾けることは、保育士としての大切な専門性といえるだろう。

## (2) 一緒に喜んでもらいたい

施設で暮らす子どもたちに「どのようなとき先生を嫌いになるか？」と問うと、「頼んだことをしてくれないとき」と言う。では、「先生に望むことは？」と問うと、「うれしいとき一緒に喜んでほしい」と言う。

前者は機能的関係であるが、後者はまさしく情緒的関係、共感的関係への期待である。前述した小学生のことばからわかるように、施設での自分の位置をとらえることに困難が伴うことはしばしばである。その結果、自己の不安定感も含めて、対社会的、対人的に萎縮した態度を招く可能性があることに、保育士は配慮する必要がある。



施設で暮らす子どもたちは、その生活の歴史からして人間関係には敏感になりやすい。人間関係をつくることへの不安、傷つくことへの極度の警戒心も、それまでの体験を考えれば納得のできるどころである。加えて、集団生活の中での人間関係の複雑さ、自己の社会的境遇、現に施設で生活しているという事実、これらのことを受容していくためには保育士の意図的努力が欠くことのできない要件といえよう。

## 2. 生活することの意味の深さ

乳児院、児童養護施設などでの施設養護の中心は「生活する」ことにある。このことは、障害児施設においても同様である。障害児施設はその中心が「療育」であるが、これも狭義の療育を除けばその基盤は生活にある。

生活とは実に細々とした日常そのものである。家庭生活について考えてみると、生活の多くは意図的ではない。もちろん、親が意図的に行うしつけもあるが、ほとんどは生活のさまざまな場面を通して人とのつきあい方、社会的な規範、行動の仕方などを身につけ、やがてそれらは健康、金銭などの自己を管理する力となっていく。

ところが施設での生活の場合、保育士と子どもの関係は、家庭での親と子のようなわけにはいかない。年齢の幅の大きい子どもたちが大勢でともに生活する場合、個別の関係はつくりにくいので、生活は最大公約数的なものになりがちである。そのため、低年齢や高年齢の子どもに焦点をあてることが困難な場面も生じやすい。したがって発達に見合った生活経験、個別の課題に見合った生活経験をどのように準備できるかということ、保育士は常に考えていく必要がある。また、「発達の課題を準備する」ことは、保育士自身の発達課題でもある。

施設は、ややもすると一般社会の埒外<sup>らちがい</sup>に位置付けられやすい。一般社会の人たちが施設に関心を寄せ、理解する機会は極めて少ないのが実情であろう。そのこともあって、施設で暮らす子どもたちが、私たちが生活している社会の文化を享受する機会は格段に乏しくなる危険性をもっている。

そこで保育士は、文化を取り込むだけでなく、一般社会との接点や交流を意図的に設定する意識をもつ必要があるだろう。子どもたちがやがて飛び立っていく社会に向けて、施設は開かれていなければならない。そのためには、子どもたちは、この社会を構成する一人のメンバーとして、文化的にも精神的にも質的に豊かな生活を保障される必要がある。その第一線を担うのが保育士である。